

東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会設置要綱

3 生文企第 89 号

令和 3 年 4 月 1 日

3 生総総第 2076 号

令和 4 年 4 月 1 日改定

4 生文文第 506 号

令和 4 年 8 月 1 日改定

6 生総総第 2818 号

令和 7 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 東京都庭園美術館（以下「美術館」という。）の資料の収集に必要な事項についての調査検討並びに購入及び受贈等に伴う価格評価の事務を適正かつ円滑に行うことを目的として、東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 この要綱にいう美術資料とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 美術館の展示の用に供する資料
- (2) 美術館の研究の用に供する資料
- (3) 美術館で保存することが望ましい資料
- (4) その他美術館にとって必要な資料

2 この要綱にいう評価対象資料とは、前項に掲げる資料で購入及び受贈等に係るものをいう。

(所掌事項)

第 3 この委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 美術資料の購入に係る調査検討
- (2) 美術資料の寄贈及び 6 か月以上の寄託の受入れに係る調査検討
- (3) 評価対象資料の価格評価
- (4) その他美術資料の収集に必要な事項の調査検討

(構成)

第 4 委員会は、学識経験を有する者のうちから、生活文化局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員 10 名以内で構成する。

2 第 3 に規定する業務を行うために必要があるときは、委員会に局長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、通算 4 期 8 年を限度として再任を妨げない。

(部会の設置)

第 5 委員会に次の部会を置く。

- (1) 東京都庭園美術館美術資料収集部会（以下「収集部会」という。）

(2) 東京都庭園美術館美術資料評価部会（以下「評価部会」という。）

(収集部会)

第6 収集部会は、局長が指名する委員及び臨時委員5人以内で構成する。ただし、調査検討に係る美術資料に利害関係を有する者を除く。

2 収集部会は、第3の(1)及び(2)に規定する業務を行う。

(評価部会)

第7 評価部会は、局長が指名する委員及び臨時委員5人以内で構成する。ただし、評価対象資料に利害関係を有する者を除く。

2 評価部会は、第3の(3)に規定する業務を行う。ただし、一点の予定価格が10万円未満のものについては、評価対象資料から除くことができる。

(委員長及び副委員長)

第8 委員会並びに収集部会及び評価部会の各部会（以下「各部会」という。）は必要に応じ委員長及び副委員長を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会を主宰し、会務を総理し、その結果を文書で局長に報告するものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第9 委員会及び各部会は、局長が招集する。

2 委員会及び各部会は、必要に応じ、東京都職員等関係者の出席を求めることができる。

(公開等)

第10 委員会及び各部会は原則として公開で行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については非公開とする。

(1) 第3の(3)に係る事項

(2) 委員会及び各部会が非公開と決定した事項

2 委員会及び各部会の会議録等は、原則として開示する。ただし、次の各号に掲げる事項については一部開示、又は非開示の取扱いとする。

(1) 第3の(3)に係る事項

(2) 委員会及び各部会が一部開示又は非開示と決定した事項

(庶務)

第11 委員会の庶務は、生活文化局文化振興部において処理する。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、委員会及び各部会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。